

「プラチナくるみん」  
認定マーク



## 株式会社関西ケースデンキ

◆本社所在地 水戸市 ◆業種 小売業（家庭電化製品の販売）

◆労働者数 1,811人（男性 981人／女性 830人）

（令和3年4月12日現在）

### ■プラチナくるみん認定に係る取組状況

（1）行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 平成29年7月1日から令和3年3月31日

②目標及び結果

【目標1】男性の育児休業取得者を2名以上とする。

（結果）育児休業を取得した男性労働者数 13名

【目標2】女性の育児休業取得率を80%以上とする

（結果）育児休業取得率 112.5%

【目標3】残業時間について1%の削減をめざすために所定外労働削減の措置を実施する

（結果）定期的の実績を確認し、社内メール等を活用し、周知・啓蒙を実施した。  
さらに、1か月30時間を上回る残業を実施した者についてはヒアリングにより状況の把握や改善策について検討した。  
その結果、26.53%削減することができた。

（2）認定基準（プラチナくるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性（認定基準：男性労働者のうち、育児休業を取得した者の割合が13%以上）

25.0%

ii) 女性（認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%以上）

112.5%

②労働時間等働き方（主な取組の内容）

i) ポスターや計画有休取得リストの運用による年次有給休暇の取得促進

ii) 令和2年5月からテレワーク勤務制度の導入

iii) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月45時間未満

iv) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者はいない

### ③法を上回る短時間勤務制度等

#### i) 短時間勤務制度

小学校を卒業するまでの子と同居し養育する者は、会社に申出ることにより、所定労働時間を4時間から7時間までの勤務とする育児短時間勤務の適用を受けることができる。

#### ii) 育児のための所定外労働の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するために請求した場合には、就業規則の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定外労働を超えて労働させることはない。

### ④女性の継続就業に関する状況

子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合  
(認定基準：90%以上)

96.7%

⑤育児休業をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組  
毎年定期的にポジティブアクション研修を実施している。

## ■認定を受けてのコメント

仕事と子育ての両立に向けて、各種制度の周知の為、育児休業取得者を窓口担当に選任し、従業員へ案内・対応を行ってきました。

疑問や不安の解消がすすみ、計画期間内において女性の育児休業取得率は112.5%、男性の育児休業取得者は13名の実績となりました。

今後も育児休業のみならず、所定外労働時間の削減などワークライフバランスの充実に向けて、より良い職場環境作りに取り組んでいきたいと思っております。

## ■認定通知書交付式の様子

令和3年5月28日に茨城労働局にて  
認定通知書交付式が実施されました！



茨城労働局長（左）から認定通知書を交付される  
株式会社ケーズホールディングス（※）

管理本部秋山人事部長

※代理出席

株式会社関西ケーズデンキは遠隔会議システム ZOOM による Web 参加。

～認定通知書、認定マーク交付後の  
記念撮影～

茨城労働局長（左）

株式会社ケーズホールディングス

管理本部 秋山人事部長（中央）

管理本部 人事部白澤係長（右）

タブレット画像は Web 参加の

株式会社関西ケーズデンキ 杉本代表取締役社長

